

(案)

平成 26 年 5 月 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市公立大学法人評価委員会  
委員長 川村 恒明

## 意 見 書

公立大学法人横浜市立大学の地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 42 条の 2 第 1 項に基づく、出資等に係る不要財産の横浜市への納付について、法第 42 条の 2 第 5 項の規定に基づく横浜市公立大学法人評価委員会の意見は次のとおりである。

出資等に係る不要財産を横浜市へ納付することを認可することは適当である。